

6月7日

議会運営検討協議会

○ 委員の交代の報告

【報告内容】

尾作座長から、月本委員からみんなの党小田委員への委員交代について報告し、小田委員を紹介した。

○ 座席の決定

上記委員の交代に伴い、座席を決定した。

1 検討課題の協議

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

決算審査に関する見直し案に基づき、分科会の議案の分担について、分科会における採決について、分科会における審査報告書の形式・内容について、分科会を開催する委員会室について、局別審査の順番について確認を行った。なお、佐野委員から、分科会方式には賛同できないとの意見が改めて出され、4会派での意見の一致となった。

以上をもって本件に関する検討がすべて終了したため、執行部側からの意向確認を行い、後日の協議会で報告を受けた上で、最終的な取りまとめをすることとした。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。前回から協議を継続している5項目について、決算審査特別委員会への出席についての追加確認事項に基づき、順番に確認して行きたい。

はじめに、分科会の議案の分担について協議をお願いしたい。前回の検討協議会で、政令指定都市の分科会における議案の分担・採決・報告の状況について説明を受け、資料の「分科会の議案の分担」(案)をお示しし、各会派に持ち帰り検討いただくことになって

いた。

○林委員 前回の「分科会の議案の分担」(案)の内容でおおむね了承である。

○岩隈委員 会派に持ち帰ったが、「分科会の議案の分担」(案)の原案通り可である。

○沼沢委員 結構である。

○佐野委員 分科会方式について、私どもとしては、賛同しかねるということもあり、いいとも悪いともいえないが、無理のない範囲で行うべきである。

○小田委員 案のとおりで結構。

○尾作座長 「分科会の議案の分担」(案)のとおり、4会派で意見が一致した。共産党は賛成、反対ともいえないとのことである。

決算審査特別委員会での分科会の議案の分担については、資料の「分科会の議案の分担(案)」のとおりということで、よろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 それではそのように確認させていただく。意見の一致には至らなかったが、4会派の御意見を取りまとめさせていただき、慎重な意見があったことを確認させていただく。

○尾作座長 次に分科会における採決について、御協議いただきたい。こちらも前回の検討協議会で、各会派に持ち帰り検討いただくことになっていた。御意見を伺いたい。

○林委員 採決しないということによい。

○岩隈委員 分科会では採決なしということで。

○沼沢委員 同じく採決はしないということで。

○佐野委員 流れで言うとそのようになるが、分科会方式には反対の立場である。

○小田委員 採決は行わないということで結構。

○尾作座長 それでは、分科会での採決は行わないということで、意見が一致した。

分科会における採決については分科会での採決は行わないということでよろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 それではそのように確認させていただく。意見の一致には至らなかったが、4会派の御意見を取りまとめさせていただき、慎重な意見があったことを確認させていただく。

次に、分科会における審査報告書の形式・内容についてだが、本件については、先ほど御協議いただいた「分科会における採決について」に関連して御協議をいただく案件であ

るが、本件も、各会派に持ち帰り検討いただくことになっていたのに、皆様から意見を伺いたい。

○林委員 先ほど分科会では採決行わないことが確認されたので、審査報告は主な質疑項目のみでよい。

○沼沢委員 同じである。

○岩隈委員 結構である。

○佐野委員 先ほどと同じである。

○小田委員 結構である。

○尾作座長 分科会報告は、口頭により主な質疑項目を報告するというので意見が一致した。それでは確認させていただく。分科会における審査報告書の形式・内容については、分科会報告は、口頭により主な質疑項目を報告するというのでよろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 意見の一致には至らないが、4会派の委員の賛同が得られたこと、また、慎重な御意見があったことを確認させていただく。

○尾作座長 次に、4の分科会を開催する委員会室について及び5の局別審査の順番についてであるが、前回の御協議の中で、沼沢委員から分科会の組み合わせについて、理事者の重複が想定されるまちづくり分科会と環境分科会の組み合わせについて、再度検討してはどうかとの御意見があった。前回の検討協議会では、沼沢委員の御意見も含めて、各会派に持ち帰り検討いただくことになっている。

なお、分科会の組み合わせを変更した場合、分科会を開催する委員会室についての変更も必要となることから、2件を一括して御協議いただきたい。また、資料として案1の当初案、案2の沼沢委員案、案3として、その他の組合せの案を配布しているので参照いただきたい。それでは皆様から御意見を伺いたい。

○佐野委員 決算審査特別委員会を本会議場で行う場合は、インターネット中継をやっていたが、分科会方式における検討は行ったのか。

○石塚議事課長 分科会を行う委員会室で、インターネット中継を行うには、設備の設置が必要である。費用の検討はしていないが、インターネット中継を行う場合は、別途検討が必要である。

○尾作座長 議運で協議されるころまでに、費用の件もあるので、庁内で検討していただいて、可能かどうかという方向性だけでもお示しいただきたい。

○佐野委員 本会議場では市民は、常時インターネット中継が見られるが、分科会だと見られなくなるのは、後退だと思うので、検討状況を伺った。

○林委員 分科会を認めてないのに、そこまで言うのはどうかと思う。

○佐野委員 行った場合のデメリットとしてどうなのかと思った。開かれた議会を目指すというのであれば、今後の検討課題になるのではないかと思う。

○石塚議事課長 課題があるとすれば、費用の積算が必要になる。また、分科会は同時開催なので、中継が可能かどうか。インターネットライブ中継は一面で行っているのに、ホームページ上で、録画してあるものは可能かもしれないが、同時中継できるのか課題がある。5つの常任委員会でも同じことが言えると思う。同時中継を行う場合は単独開催で行う必要があると考えている。

○尾作座長 国会の中継は、それぞれ委員会室の名前をクリックすると、その委員会の中継に変わる。技術上は可能だと思うが、それに対するランニングコストがどれくらいかかるのか。

○佐野委員 いずれにしても開かれた議会を目指すのが検討協議会の目的なので、その趣旨から検討するのは当然かと思う。

○林委員 横浜市会はやっているはずなので、確認してもらって、どういう方式でやっているか。

○尾作座長 本題に移りたいと思う。案1から案3までで検討いただきたいと思う。

○林委員 案2、案3については、何とも言いがたいが最終的には、基本的には当初案でよいとの立場。

○岩隈委員 会派では、委員会室は柔軟性をもって行えばよいという意見が出ていた。組み合わせについては、できるだけ理事者の重複は避けて、関係部局を待っておけるような、柔軟な体制をとっていくということでもとまっている。一例として、まちづくり局、環境局が重複するのであれば、分けたほうが良いのではないか。

○尾作座長 一般質問ではなくて、決算審査ということを考えると、たとえば沼沢委員の案を例にすると、開発行為の審査、土壌汚染の対策、環境影響評価などが、重複した議題となりうるかどうか。質問の内容でも変わってくるのか。一般質問なら沼沢委員のおっしゃることもありうるが、決算審査の場合、そのあたりがどうかということも御議論いただきたい。

○岩隈委員 座長のおっしゃるとおりで、他都市の分科会の議事録も見させていただき、

座長御指摘のとおりの部分もあるし、そうでないところもある。そのあたりを考慮していただければと思う。

○山田（益）副座長 分科会における決算審査のときに、はじめから理事者の重複があるかを精査するのは中々難しい。可能性があるのならば避けるべきで、重複しないということがわかるのか、そのあたりを考慮して、合意がとれればよいと思う。

○尾作座長 決算審査は一般質問とは違い、各委員会にそれぞれ、担当する局があるので、団としてどういう方向性の質問をするかということを精査しながら、各委員会の委員が、それぞれの責任を持って質問をすれば、委員会室も心配する必要がないのと思う。

○佐野委員 決算審査特別委員会は、執行した内容が適正だったかという観点でおこなうが、9月議会にまとめたのは、執行したことの課題を解消し、次年度に、次の発展につなげていただくというのが狙いの一つとしてある。いろいろな提案などがある程度波及するということはありうると思う。

どこまでが一般質問で、どこまでが決特審査なのか、定義自体が、前回、岩隈委員が言われたように、他都市の事例を見たら一般質問と同じようだという事は、決算の執行の課題を次年度で、いろいろ発展させていただきたいというのが狙いの一つであるので、その辺の質問の定義はどのようにするのか。一般質問化してはいけないというだけでよいのか。

確かに執行されていないもの、次年度の計画に持ち出して質問するというのは、決算審査の質問としてはいかがかなと思うが、波及することについては、やむを得ない部分はあると思う。

○尾作座長 過去の決算審査特別委員会で、その年の6月に始まった多摩川のバーベキューについて、その夏の使用料収入や、来年どうするのかといった質問があった。これはまったく前年度予算に関係ない。また、公園のベンチが壊れていたの、それを直してほしいというような質問もあった。それがはたして決特になじむかということも、各党派で調整いただければ、今回の理事者の重複の問題もある程度解決するのではないかと。それが乗り越えられなければ、全部の委員会室にそれぞれ理事者を控えさせなければならないようなことになる。

○佐野委員 もし、理事者の重複を解消するというのであれば、1日に1分科会を開催するということにもなる。

○尾作座長 議会でこういう方向でよいといっても、理事者側の本来業務との都合もあ

る。

○佐野委員 私が言いたいのは、この形式に縛られて、質問が制限されちゃうと、本来の改革ということと逆行するのではないかとということ指摘したかった。

○尾作座長 質問の制限はしないのだが、各委員がそれぞれの分科会で決算審査をするのであれば、事前に分科会の委員を通して、質問調整を行うことができるのではないかとと思う。

○沼沢委員 分科会にするということは、専門性をもたして、深く審査ができるという意味で、おのおの分科会という形になったと思う。座長言われるように、分科会の議案の分担がそれぞれ決まっているので、この中の内容についての審査になると思う。

実際には、複数の局にかかるということはあるかもしれないが、関連してどういう質問が出るかというのは想定できないので、健康福祉局と市民・子ども局の組み合わせがよいという議論ではなくて、当初案は、たたき台として出てきた話なので、組合せは配慮していただきたいということである。案2でも案3でもよいと思うが、案1は、まちづくり局と環境局が同日開催となり、土壌汚染、景観等の議論があると重複する可能性がある。健康福祉分科会と市民・子ども分科会だと、健康福祉事業と、子ども事業の関係で、重複するのではないかと懸念があるので、組み合わせを一考願いたい。案2、案3を出していただいたが、これは後からの議論でも良いのではないかと。

○尾作座長 質問通告を事前通告するので、同日に市民・子ども局の質問があったとしても、同じ担当課が質問を受ける可能性はかなり低い。また、時間を変えればいだけなので、関係理事者を隣の部屋に呼ぶということは可能だと思うが。

○石塚議事課長 通告制になっているので、どの時間帯に、どの理事者が入るのかはわかるが、案1から案3までに決まったとしても、重複はどれもありうる可能性だと思うので、そのあたりは調整になるかと思う。本当に重複した場合は、局別の審査の順番を入れ替えるということを議会側で行う必要がある。その場合は局長などの日程もあるので、基本的には案を決めていただいて、あとは、担当課で対応できるかということになる。

○尾作座長 基本的には沼沢委員の言うとおりの、委員の発言の機会が制限されてくるということは避けなくてはならないので、案2か案3が良いかと思うが。本日、持ち帰るか、できれば、他の検討課題も山積しているので、ある程度固めて議運に送りたいと思う。

○沼沢委員 組み合わせは案2でも案3でもかまわないので、分科会でこういうスケジュールでやるという合意だけであればいいのかなと思う。

○尾作委員 3つの案を議運に送るというのは可能か。

○石塚議事課長 検討協議会では、1つの案でまとめていただきたい。

○尾作座長 4会派の中で、特段これが良いというものはあるか。

○山田（益）副座長 案1は当初案として出てきたもので、市民分科会と健康福祉分科会で理事者が重複する可能性があるので、案2と案3が出てきた。重複する可能性の少ないほうで結論を出したらどうか。

○沼沢委員 可能性が低そうな案3がいいのではないか。

○岩隈委員 案3なら概ね重複は避けられるのではないか。

○尾作座長 確認させていただいてよろしいいか。

（ 異議なし ）

○尾作座長 それでは確認させていただく。分科会を開催する委員会室について及び局別審査の順番については、案3のとおりとすることでよろしいか。

（ 異議なし ）

○尾作座長 それでは、全会一致にはいたらなかったが、4会派の意見は案3で一致をしたということで、まとめさせていただく。

○佐野委員 案2では福祉関係とまちづくり関係で、案3では公害の関係で重複はあるとおもう。

○尾作座長 慎重な御意見があったことを確認させていただく。

以上で、決算審査特別委員会への出席についての追加確認事項についての5項目は確認された。

今後の進め方だが、決算審査に関する見直し案に関して、全ての項目の確認がされたが、協議会としての最終的な結論を出す前に、執行部側からの意向確認をさせていただきたいと思う。事務局から、関係局へのヒアリングを行っていただくということでよろしいか。

（ 異議なし ）

○尾作座長 それではそのように進めさせていただき、後日の協議会で報告を受けた上で、最終的な取りまとめをさせていただきたく。

2 会期の見直し

【協議結果】

会期の見直しについて協議を行い、次回引き続き協議することとなった。

【主な意見】

○尾作座長 前回に引き続き、協議を進めていきたい。会期の見直しは非常に広範囲にわたる検討課題であるため、各委員の基本的な考え方を示していただき、現状の課題、改善点を踏まえ、見直しの必要性も含めて、まず協議の方向性を確認した上で、詳細な点を今後協議していくことになるかと思う。本件については、既に各会派から御意見をいただいているが、改めてお考えをお聞かせ願いたいと思う。

○林委員 前回と同様、変わりはない。

○岩隈委員 通年議会というのは、やり方についてはもう少し議論が必要だと思う。公明党さんが3会期制を提起されているが、完全に通年にしてしまうのか、そこは検討事項であるが、流れについては、通年でいかがかなというのが団でまとまっている。

○沼沢議員 前回と同じだが、先日、東京都議会が通年議会を導入するという報道があった。流れとしては、実際、本市議会は委員会の開催も多いが、大事な案件で、先日も市長の専決処分が行われた案件もあるので、市長の専決をできるだけなくすということと、議長の招集権も含めて、通年、2会期、3会期等の協議を進めるべきなのではと考えている。

○佐野委員 井口委員の発言のとおり、まだ課題があると考えているので、他都市の状況の推移を見ながら、状況を見守りたい。

○小田委員 決算審査特別委員会の見直しを進めており、今後の協議会の中で、いろいろな項目が検討されて行く中で、会期についてもそこに影響が出てくるものがあるのではないかと思うので推移を見守り、そのあたりの結果と合わせて協議しても良いのではないか。

○尾作座長 前回と変わらないとの結論。改めて持ち帰って、各会派の方向性は出るものか。

○沼沢委員 他都市の状況を見たいというのであれば、先送りをすればよいという話で、ここで今すぐ結論を出すという話ではないかもしれないが、神奈川県議会や都議会の流れを受け止める必要がある。現状維持でよいということではなく、専決処分をできるだけ

少なくするという在り方は協議を進めて行くべきだと思う。

○尾作座長 以前、民主党の織田議会運営委員会副委員長が、地方自治法第102条の改正についての話をされて、通年制を可能にするということで、従来の会期の選択性も含まれているという中で、通年制を可能にするということだけではなくて、会期を開く定例日を条例で定めることなど、欧米のように夜間開催して、幅広くいろいろな議員の意見をいただくという視野の中に含まれているというふうに言われている中で、どういう方向性を示して行くということが非常に難しい課題なのかと受け止めている。

この件について、皆さん推移を見守りたいという意見が多ような印象だったので、これを先送りにすることは考えづらいことなのか。

○佐野委員 会期の議論は、執行部の人員配置とか、土日開催となると人事のことも含めて大きな課題になるので、逆に一度議運に差し戻して、そこで課題を整理していただき、方向性を決めていただいて、専決処分が多いということであれば、それを解消するためには、会期を延ばす必要があるのではないかとか、通年にする必要があるのではないかとか、通年にする必要はないかということが醸成された段階で、再度こちらに諮問していただくということが良いのではないかと思う。

○沼沢委員 通年制とか、3会期にすると会議開催の回数が増える、登庁する回数が増えるとか、そういうことではないと思う。考え方の問題で、定例会は年4回しかない中で、議員は何をしているかという話を、いろいろ漏れ伝わってくる。普段も活動しているので、そういう意味では、議長に招集権を持たせて、我々の活動を担保するべきだと思う。

○佐野委員 三重県とか先行しているところがある。そういうところの事例を調査して、開かれた議会になってよかったとか、議員としての活動の幅が広がったとか、メリット、デメリットを精査していただくとより鮮明に見えてくるのではないか。

○沼沢委員 すでに三重県にも行ったし、事例も調査している。また先送りにするのか。少し前向きに捕らえないと、よくなる。

○佐野委員 課題を整理していただいて、会期を広げたほうがメリットがあるとか、いろいろな意味での議員としての位置づけが変わるとか、何が変えるべき課題なのかというのが見えてこない。

議会としての在り方の根本になるのではないかというのがあって、結論を変えようというふうになってきていない。何かお示しいただけるなら。

○尾作座長 今まで、会期の見直しに関する委員の意見として、具体的に浜田委員、織田委員、井口委員に御意見をいただいた中で、これだけの人数で協議をしても5通りの意見が出てくるような、非常に考え方がそれぞれ違うのかなという印象がある。あくまでも、方向性を示して、議運に送るということではよろしいのではないか。

○佐野委員 今でもばらばらのだから、まとめるのは難しいのではないか。

○松原議会運営委員会委員長 私の感じだと、通年制に移行する方向で議論は進んでいると思うが、そうではないのか。

○尾作委員 今聞いただけでも、それぞれ御意見は違う。

○林委員 流れは通年制で、議長に招集権を与えるという方向性が出ている。

○岩隈委員 今の議論の流れを聞くと、共産党さんは別として、同じ流れという認識である。

○尾作委員 前回、沼沢委員は神奈川県のような3会期制の見直しということでも良いのではないかという発言をされている。

○沼沢委員 今の4会期制ではなく、県は3会期制、東京都は通年議会。その流れを、通年、3会期に限らず、会期の見直しをしようということである。

○小田委員 方向性については合意するが、個別の議論の中で、会期に影響が出てきてしまうものがあると思うので、その部分を固めてから、協議をしてはどうか。

○沼沢委員 同時でも協議できると思う。決特の在り方は決特の在り方として、それ以外をどうするか。

○山田（益）副座長 議運に戻すというより、いくつかの腹案を作って、いきなり通年制にできない場合は、2会期制、3会期制を経てからという方法もある。それによって、メリット、デメリットも項目わけをして、それ以降の方法はどういうものかという投げかけをして、結論ありきで内容をこちらで精査をするということよりも、理論立てをこちらでしたほうがよいのでは。

方向性としては、本市の場合は閉会中でも定例的に委員会を行っているので、通常の議会と同じような性格を持って、議会開会中の委員会だという方向性に持っていきたいというのが皆さんの意見ではないか。

○沼沢委員 委員会が常に開催されていて、会期を広げたからといって改めて議会を設けるとかではなく、会期中であるというだけの話。問題が起きたときに議会を開けないのではないかという話で、市長の専決処分が続き、承認議案で終わってしまうのはいいのかと

いう点と、議会を何故市長が招集するのかという、そもそも論。

○織田議会運営委員会副委員長 基本は沼沢委員が言った話と、もうひとつは、地方自治法が改正され、誰が議会を招集するのかについては、長ではなくて、議長ではないか。そういうことであれば、地方自治法第102条の2による会期にすれば、最初は長が開くが、その後は議長が招集できる。会期の実態的な問題と、誰が主体的に招集するのかというその2つの議論だった。

○佐野委員 議会招集権の議長への付与と会期のことは、確かに関連しているが、逆に付与できれば、会期は今のもでも、必要なときに開くということで対応はできる。会期を通年にしなくても良い。

通年にしておけば会議を開くことはできると思うが。どう議論して行くのか方向性が、わからないと、議会としてどういうあるべき姿なのかということなので、是か非かではないが、通年制を議論していくということでのよいのか。通年制に向けた議論ということで検討したいということであれば、持ち帰って協議したい。

○尾作座長 他都市の通年議会の資料はあるのか。

○石塚議事課長 他都市の通年議会状況については、既に協議会に報告はしている。

ただ、改正地方自治法第102条の2の適用は事務局として難しい面があると考えている。本市議会の会期日程は積み上げて行く方式なので、欧米型の夜間議会やタウンミーティング的な夜間開催、土日開催などの考え方による102条の2の規定で行うのは難しい面があると考えている。東京都は通年会期を行い、現行の定例会を集中審議期間とし、その他は休会という報道が出ていた。そのあたりは参考になるのではないか。

○織田議会運営委員会副委員長 資料の最新のものを御用意いただきたい。

○尾作座長 それでは、本件については、次回に御協議いただきたいが、よろしいか。

(異議なし)

○尾作座長 それでは、本日のところはこの程度とさせていただきます。

【次回会議日程】

○平成25年7月31日(水)午後1時に開催することに決定した。

午前11時02分閉会